

障害福祉サービス等従事職員研修費補助金

令和8年度  
から

# 障害福祉に関する 研修費を補助します

すべての障害福祉サービス事業所が対象となります！

事業所の職員のスキルアップや利用者サービスの向上を目的として、職員が専門的な研修等を受講した場合の研修費を補助します。

補助  
対象

障害福祉サービス事業所等に従事する職員が  
受講した研修費等<sup>\*</sup>を事業主が負担した場合

<sup>\*</sup>受講料、テキスト代、手数料、保険料（各消費税込み）が対象となります。（交通費や出張手当などの間接的な経費は対象外）

研修の種類	補助基準額
強度行動障害支援者養成研修	3万円
喀痰吸引等研修（第1号研修）	10万円
喀痰吸引等研修（第2号研修）	8万円
喀痰吸引等研修（第3号研修）	4万円
重度訪問介護・行動援護・同行援護従業者養成研修	4万円
障害者移動支援従業者養成研修（全身性・知的）	4万円
福祉有償運送運転者講習等	4万円
その他、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が定める研修のうち、障害福祉サービス等報酬の算定の要件となる研修	3万円

<sup>\*</sup>研修受講料等の実費負担額と補助基準額とを比較して、いずれか低い額を補助します。

申請  
期限

研修を修了した年度内  
に申請してください

▼申請書類等はこちら  
からダウンロード

